【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月16日
【中間会計期間】	第61期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	株式会社ニチリョク
【英訳名】	NICHIRYOKU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　渡邊　将志
【本店の所在の場所】	東京都中央区八重洲一丁目７番20号
【電話番号】	(03)6271－8920（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部 管理部 財務課長　貝原　響紀
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八重洲一丁目７番20号
【電話番号】	(03)6271－8920（代表）
【事務連絡者氏名】	管理本部 管理部 財務課長　貝原　響紀
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第61期 中間連結会計期間
会計期間		自2026年４月１日 至2026年９月30日
売上高	（千円）	667,160
経常損失(△)	（千円）	△321,764
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	（千円）	△342,705
中間包括利益	（千円）	△342,705
純資産額	（千円）	2,728,747
総資産額	（千円）	5,629,040
１株当たり中間純損失(△)	（円）	△18.88
潜在株式調整後１株当たり中間純利益	（円）	―
自己資本比率	（%）	48.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△504,682
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△548,350
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	1,070,659
現金及び現金同等物の中間期末残高	（千円）	290,880

（注）１．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．第61期の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
３．当社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の主要な経営指標等については記載しておりません。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間においては、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動は、以下のとおりであります。

（お墓事業）

当中間連結会計期間より、当社の非連結子会社であったニチリョク納骨堂株式会社は、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

なお、当中間連結会計期間より、報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第４　経理の状況　１　中間連結財務諸表　注記事項（セグメント情報等）セグメント情報」の「２．報告セグメントの変更等に関する事項」に記載のとおりであります。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等

当社グループは、過去の業績動向や財務状況の影響により、手元流動性に関する懸念が認識されております。
当該状況に対して、当社グループは資本増強の実施、有利子負債の返済（債務保証先に係るものを含む）による財務負担の軽減、並びに収益構造の見直し等の各種施策を進めております。
当中間連結会計期間においては、これらの施策の実行により財務基盤の改善が進展するとともに、事業の正常化及び収益基盤の再構築に向けた取組みが進んでおります。一方で、営業キャッシュ・フローの状況については引き続き注視が必要な状況にあります。
また、当社グループは、当該状況を解消又は改善するため、以下の対応施策を実施しております。

① コスト構造の変革
当社グループは、広告宣伝費を中心とした販売関連費用の見直し及び固定費の最適化を進めており、費用対効果を重視したコストコントロールを徹底しております。これにより、損益分岐点の引下げ及び収益性の改善を図っております。

② 営業キャッシュ・フローの創出
当社グループは、終活支援事業を基軸とした事業展開を推進しており、顧客のライフステージに応じたサービス提供を通じて、継続的な収益機会の創出を図っております。
具体的には、都市型納骨堂事業を中心とした収益性の高い商品の販売強化に加え、会員制度や各種サービスの拡充、自社販売体制の強化及びマーケティング施策の見直しを進めております。
これらの取組みにより、安定的な受注獲得と営業キャッシュ・フローの創出基盤の構築を図っております。

③ 財務基盤の強化
当社グループは、手元流動性の確保及び自己資本の充実を目的として、当中間連結会計期間において資本政策を実行しております。これにより、短期的な資金繰りの安定化及び財務基盤の強化を図っております。

④ 有利子負債の圧縮による財務負担の軽減
当社グループは、2026年3月期において、有利子負債の返済（債務保証先に係るものを含む）を進め、約785百万円の返済を実施しております。これにより、金利負担を含む財務負担の軽減が進展し、今後の資金繰りに係る不確実性の低減を図っております。

⑤ 収益構造の見直し及び収益基盤の再構築
当社グループは、都市型納骨堂事業を含む収益性の高い事業の販売強化並びにマーケティング施策の見直しを進めております。
具体的には、費用対効果を重視した集客施策への転換、自社販売体制の強化及び商品・サービスの提供体制の見直しを通じて、収益構造の改善を図っております。

⑥ 資金繰り管理及び経営管理体制の強化
当社グループは、月次での資金繰り管理を徹底するとともに、営業、開発及び経営管理の各部門が連携し、事業計画の進捗管理及び採算管理の精度向上に取り組んでおります。これにより、収益改善施策の実効性を高めるとともに、必要な手元流動性の維持に努めております。

以上の施策のうち、資本政策の実行及び有利子負債の返済については当中間連結会計期間において既に実施済みであり、また、収益構造の見直し及び資金繰り管理の強化についても継続して実行しております。これらの施策により、財務基盤の改善及び収益基盤の再構築は進展しており、今後の事業計画に基づく資金繰りについても対応可能と見込んでおります。
これらの状況を踏まえ、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同中間連結会計期間及び前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

（1）財政状態及び経営成績の状況

a．経営成績の状況

当中間連結会計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな回復基調が続いているものの、物価上昇の長期化による消費者の節約志向の高まりや、人手不足に伴う人件費の上昇に加え、中東情勢をはじめとする国際情勢の不透明感もあり、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属するメモリアル市場においては、高齢化の進展に伴い死亡者数は中長期的には増加基調にあるものの、埋葬及び葬送に対する価値観の多様化が進んでおり、お墓事業においては樹木葬や納骨堂等への需要が高まる一方で旧来の一般墓の購入層は年々減少し、葬祭事業においては一日葬等の簡素な葬儀形態の割合が高まっております。

このような状況のもと、当社グループは、従来のお墓・葬祭中心の事業構造から、終活を基軸としてお客様の人生終盤における様々な課題解決を支援するビジネスモデルへの転換を進めており、ライフコンサルティングを起点として、お墓、葬祭及び各種終活支援サービスを有機的に結び付けることで、顧客接点の拡大と提供価値の向上に努めてまいりました。

また、2026年５月には、連結子会社であるニチリョク納骨堂株式会社において納骨堂事業を譲り受けるとともに、東京都文京区に所在する屋内型自動搬送式納骨堂「縁の園」の独占販売権を取得し、納骨堂の販売機会の拡大に向けた体制整備を進めてまいりました。

コスト面では、構造改革の一環として支店の統廃合を実施し、拠点運営の効率化を図るとともに、広告宣伝については媒体及び施策の選択と集中を進め、費用対効果の向上に努めております。

しかしながら、当中間連結会計期間においては、お墓事業において契約件数が伸び悩んだことに加え、葬祭事業において一日葬等の構成比が高まり施行単価が低下したことから、販売費及び一般管理費の削減を進めたものの、営業損失を計上する結果となりました。

この結果、当中間連結会計期間の経営成績は、売上高６億６千７百万円、営業損失１億９千８百万円、経常損失３億２千１百万円、親会社株主に帰属する中間純損失３億４千２百万円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

なお、当中間連結会計期間より、報告セグメントを従来の「お墓事業（屋外墓地）」、「お墓事業（納骨堂）」及び「葬祭事業」の３区分から、「お墓事業」及び「葬祭事業」の２区分に変更しております。詳細は、「第４　経理の状況　１　中間連結財務諸表　注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

①お墓事業

お墓事業につきましては、「墓じまい」ニーズの増加や埋葬に対する価値観の変化を背景として、樹木葬や共有墓をはじめ、従来型の一般墓、都市部における利便性の高い納骨堂など、多様な供養・埋葬ニーズへの対応が求められております。

当社グループは、お客様が一般墓・樹木葬・納骨堂を横断的に比較検討する傾向が高まっていることを踏まえ、これらを一体的なサービス群として提案・販売しております。既存霊園の改造・増設や提携事業者との共同開発による境内型樹木葬の展開に加え、第六号「赤坂一ツ木陵苑(東京都港区)」及び第七号「大須陵苑(名古屋市中区)」の募集代行、並びに「縁の園」の販売を開始するなど、販売力の強化に努めてまいりました。

しかしながら、当中間連結会計期間においては、一般墓を中心に契約件数が伸び悩んだことから、売上高は２億４千４百万円、セグメント損失は２千５百万円となりました。

②葬祭事業

葬祭事業につきましては、高齢化の進展を背景に死亡者数は中長期的には増加基調にあるものの、ご葬家の価値観や葬儀に対するニーズは多様化しております。当社グループは、ご葬家に寄り添った後悔のない葬儀の提供を基本方針として、各種葬儀プランの充実及びサービス体制の強化に取り組み、受注の拡大に努めてまいりました。

当中間連結会計期間においては、受注件数は概ね堅調に推移したものの、一日葬等の構成比が高まったことにより施行単価が低下した結果、売上高は４億２千３百万円、セグメント利益は１億４千万円となりました。

b．財政状態の状況

当中間連結会計期間末における財政状態の状況は次のとおりであります。

（資産）

当中間連結会計期間末における流動資産は、12億１千２百万円となりました。その主な内訳は、永代使用権６億２千９百万円、現金及び預金２億９千万円等であります。

当中間連結会計期間末における固定資産は、43億９千４百万円となりました。その主な内訳は、有形固定資産７億１千９百万円、差入保証金51億５千３百万円、長期未収入金４億２千５百万円、貸倒引当金20億２千１百万円等であります。

この結果、総資産は、56億２千９百万円となりました。

（負債）

当中間連結会計期間末における流動負債は、17億５千１百万円となりました。その主な内訳は、１年内返済予定の長期借入金９億９千万円、短期借入金４億２千６百万円等であります。

当中間連結会計期間末における固定負債は、11億４千８百万円となりました。その主な内訳は、転換社債型新株予約権付社債６億８千４百万円、社債２億６千万円等であります。

この結果、負債合計は、29億円となりました。

（純資産）

当中間連結会計期間末における純資産は、27億２千８百万円となりました。その主な内訳は、資本金20億１千７百万円、資本剰余金16億６千９百万円、利益剰余金△９億５千８百万円であります。なお、当中間連結会計期間において、第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の行使により、資本金及び資本剰余金がそれぞれ77百万円増加しております。

この結果、自己資本比率は48.4%となりました。

（２）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、２億９千万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金は、５億４百万円となりました。これは主に、税金等調整前中間純損失３億３千６百万円、法人税等の支払額９千８百万円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、５億４千８百万円となりました。これは主に、事業譲受による支出５億円、差入保証金の差入による支出６千１百万円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は、10億７千万円となりました。これは主に、転換社債型新株予約権付社債の発行による収入６億８千万円、社債の発行による収入３億円等によるものであります

（３）経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

（４）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

（５）研究開発活動

該当事項はありません。

３【重要な契約等】

当社は、2026年５月25日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるニチリョク納骨堂株式会社が、RSJ合同会社の営む納骨堂販売事業を譲り受けることを決議し、2026年５月25日付で、RSJ合同会社との間で事業譲渡契約を締結いたしました。

詳細は「第４ 経理の状況 １ 中間連結財務諸表 注記事項（企業結合等関係）」に記載のとおりです。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数（株）（2026年９月30日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月16日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	19,122,705	19,672,705	東京証券取引所スタンダード市場	単元株式数100株
計	19,122,705	19,672,705	―	―

（注）2026年10月１日から2026年11月16日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が550,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ16,287千円増加しております。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

当中間連結会計期間において会社法に基づき発行した新株予約権及び無担保転換社債型新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第４回新株予約権（行使価額修正条項付）

決議年月日	2026年４月16日
新株予約権の数（個）※	170,982
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 17,098,200　（注）１．２．３．４．
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	１株当たり103　（注）５
新株予約権の行使期間 ※	自　2026年５月８日　至　2029年５月７日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	（注）７
新株予約権の行使の条件 ※	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）12
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 ※	（注）５

※新株予約権の発行時（2026年５月７日）における内容を記載しております。

（注）１．当該新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権であります。株価の下落により新株予約権の転換価額が下方に修正された場合、新株予約権の目的となる株式の数が増加します。※

２．当該行使価額修正条項付新株予約権の特質　※

①本新株予約権の目的となる株式の総数は17,098,200株、割当株式数（第４項第①号に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（第５項第①号(2)に定義する。）が修正されても変化しない（但し、第５項に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、本新株予約権の行使価額は下記第②号のとおり修正され、行使価額が修正された場合には、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

②行使価額の修正基準

当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。本項に基づき行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知するものとし、当該通知が行われた日の５取引日（なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目以降表「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の直前の金曜日（以下「算定基準日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値）の90%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に第５項第③号記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、57円とする。なお、下限行使価額は、第５項第③号の規定を準用して調整されるものとする。

③行使価額の修正頻度

上記②行使価額の修正基準の記載に従い修正される。

④行使価額の下限

57円（但し、第５項第③号の規定を準用して調整される。）

⑤割当株式数の上限

17,098,200株（2026年3月31日現在の発行済株式総数（17,393,505株）に対する割合は98.30%）

⑥本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（上記④に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全行使された場合の資金調達額）

974,597,400円（但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。）

⑦本新株予約権の全部の取得を可能とする条項

当社は、第９項記載の条件に従い、本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。

３．新株予約権の目的となる株式の種類　※

当社普通株式

完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は、当社普通株式について１単元を100株とする単元株式制度を採用している。

４．新株予約権の目的となる株式の数　※

①本新株予約権の目的である株式の総数は、17,098,200株とする（本新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。）。但し、下記第②号乃至第④号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

②当社が第５項第③号の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。

但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第５項第③号に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

③調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第５項第③号(2)、(5)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

④割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第５項第③号(2)ｖに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

５．新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額　※

①本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容

(1)本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2)本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初103円とする。但し、行使価額は本項第②号及び第③号の定めるところに従い修正及び調整されるものとする。

②行使価額の修正

当社は、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において行使価額の修正が生じることとすることができる（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。）。本項に基づき行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の５取引日（なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。）目以降表「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の直前の金曜日（以下「算定基準日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値）の90%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正後行使価額」という。）に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に本項第③号記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、修正後行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、57円とする。なお、下限行使価額は、本項第③号の規定を準用して調整されるものとする。

③行使価額の調整

(1)当社は、当社が本新株予約権の発行後、本号第(２)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{新発行・処分普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}$$

(2)行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

ｉ本号(4)ⅱに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、2026年４月16日開催の当社の取締役会の決議に基づく当社普通株式の発行、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の取得、転換若しくは行使による場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

ⅱ株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ⅲ本号(4)ⅱに定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行（無償割当の場合を含む。）する場合（但し、第１回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、第２回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権及び当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権の発行を除く。）調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価

額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

ⅳ当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）

の取得と引換えに本号(4)ⅱに定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記③による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

ⅴ本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$株式数＝\frac{（調整前行使価額－調整後行使価額）\times 調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}{調整後行使価額}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(3)行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後、行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ⅰ行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

ⅱ行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

ⅲ行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(２)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分普通株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5)上記第(２)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、必要な行使価額の調整を行う。

ⅰ株式の併合、資本金の減少、会社分割、株式交換、合併又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

ⅱその他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

ⅲ行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。

６．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

1,761,114,600円

第５項第②号又は第③号により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。

７．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式１株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

②本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

８．新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

①新株予約権の行使請求の受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部

②本新株予約権の行使請求の取次場所

該当事項はありません。

③本新株予約権の行使請求の払込取扱場所

株式会社三井住友銀行　高円寺支店

９．本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条第２項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法第273条第２項及び第274条第３項）の規定に従って、当社取締役会が定める取得日の２週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

10. 新株予約権の譲渡に関する事項

該当事項はありません。但し、本新株予約権引受契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社の事前の書面による承諾が必要である旨が定められている。

11. 代用払込みに関する事項

該当事項はありません。

12. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、株式移転完全子会社となる株式移転、又は株式交付完全親会社の完全子会社となる株式交付（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転設立完全親会社又は株式交付完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1)新たに交付される新株予約権の数

本新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１個未満の端数は切り捨てる。

(2)新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3)新たに交付される新株予約権の目的である株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の１株未満の端数は切り上げる。

(4)新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の0.1円未満の端数は切り上げる。

(5)新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金第12項乃至第15項、第17項及び第18項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

第１回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2026年４月16日
新株予約権の数（個）※	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	－
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 4,545,454　（注）１．２．３．
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
新株予約権の行使期間 ※	自　2026年５月８日　至　2031年５月１日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	（注）５．６．
新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）７
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 ※	（注）５
新株予約権付社債の残高（千円）※	500,000

※新株予約権付社債の発行時（2026年５月７日）における内容を記載しております。

（注）１．本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。※

２．本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質　※

①株価の下落により新株予約権の転換価額が下方に修正された場合、新株予約権の目的となる株式の数が増加します。

②転換価額の修正の基準及び頻度

2026年11月７日、2027年11月７日及び2028年11月７日（以下、個別に又は総称して「第１回CB修正日」といいます。）において、当該第１回CB修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日（株式会社東京証券取引所（以下

「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含みます。）があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとします。以下同じです。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「第１回CB修正日価額」といいます。）が、第１回CB修正日に有効な転換価額を１円以上下回る場合には、転換価額は、第１回CB修正日以降、第１回CB修正日価額に修正されます。但し、上記の計算の結果算出される金額がかかる修正における下限転換価額である60.5円（当初転換価額に55%を乗じた額）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とします。

③転換価額の下限及び新株予約権の目的となる株式数の上限

(1)転換価額の下限　60.5円

(2)新株予約権の目的となる株式の数の上限

8,264,462株(2026年３月31日現在の普通株式数の発行済株式総数の47.51%)

④当社の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還を可能とする旨の条項はありません。

３．本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下の通りであります。※

①権利の行使に関する事項についての所有者との間の取り決めの内容

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

②当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取り決めの内容

該当事項はありません。

③当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

④その他投資者の保護を課するため必要な事項

該当事項はありません。

４．各社債の金額は金12,500,000円の１種とし、各社債に付され新株予約権の数は１個とする。

５．新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額

①新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容

(イ)本新株予約権１個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

(ロ)本新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

②価額

(1)転換価額

ⅰ転換価額は、当初110円とする。ただし、転換価額は本号(1)(ⅱ)及び②乃至③に定めるところに従い修正又は調整されることがある。

ⅱ2026年11月７日、2027年11月７日及び2028年11月７日（以下「修正日」という。）において、当該修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果１円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「修正日価額」という。）が、当該修正日に有効な転換価額を１円以上下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、60.5円(当初転換価額の55%)とする（但し、下限転換価額は、本号(2)乃至(8)に定めるところに従って転換価額に対して行われる調整と同様の方法による調整に服する。）。

(2)転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(8)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付株式数} \times \text{１株当たりの発行又は処分価格}}{\text{時　価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

(3)新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

ⅰ時価（本号(6)(ⅱ)に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、2026年４月16日開催の当社の取締役会の決議に基づく当社普通株式の発行、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）、調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当てを
受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

ⅱ株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ⅲ時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、第２回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、第４回新株予約権及び当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）、調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ⅳ当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合
調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ⅴ上記(ⅰ)乃至(ⅳ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(ⅰ)乃至(ⅳ)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4)当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記⑤に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{１株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「１株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額（金12,500,000円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。１株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

(5)ⅰ「特別配当」とは、2031年５月１日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式１株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第２項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各本社債の金額（金12,500,000円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額をいう。

ⅱ特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(6)ⅰ転換価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。

ⅱ転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日（但し、本号(3)(ⅴ)の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。

ⅲ新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号(3)に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に当該株式分割により割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

ⅳ転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が１円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(7)本号(2)及び(4)のうち複数の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。

(8)本号(3)及び(5)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

ⅰ株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

ⅱその他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

ⅲ当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

ⅳ転換価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

６．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※

(1)本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式１株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

(2)新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、

その端数を切り上げるものとする。

7．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※

当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項(イ)乃至(ヌ)に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(イ)交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ)承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ)承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第５項第②号(1)(ⅱ)と同様の修正及び第５項第②号(2)乃至(8)と同様の調整に服する。

ⅰ合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

ⅱその他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(ニ)承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権１個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(ホ)承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ヘ)承継会社等の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(ト)承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(チ)承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(リ)組織再編行為が生じた場合

本項に準じて決定する。

(ヌ)その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、１株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、１株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

第２回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2026年４月16日
新株予約権の数（個）※	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）※	―
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 1,941,747　（注）１．２．３．
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。
新株予約権の行使期間 ※	自　2026年５月８日　至　2028年４月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	（注）５．６．
新株予約権の行使の条件 ※	各本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）７
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額 ※	（注）５
新株予約権付社債の残高（千円）※	180,000

※新株予約権付社債の発行時（2026年５月７日）における内容を記載しております。

（注）１．本新株予約権付社債は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。※

２．本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質　※

①株価の下落により新株予約権の転換価額が下方に修正された場合、新株予約権の目的となる株式の数が増加します。

②転換価額の修正の基準及び頻度

2026年11月７日及び2027年５月７日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「修正日価額」という。）が、当該修正日に有効な転換価額を１円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。

③転換価額の下限及び新株予約権の目的となる株式数の上限　※

(1)転換価額の下限　73円

(2)新株予約権の目的となる株式の数の上限

2,739,726株(2026年３月31日現在の普通株式数の発行済株式総数の15.75%)

④当社の決定による本新株予約権付社債の全額の繰上償還を可能とする旨の条項はありません。

３．本行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に関する事項は以下の通りであります。

①権利の行使に関する事項についての所有者との間の取り決めの内容

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

②当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取り決めの内容

該当事項はありません。

③当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容

該当事項はありません。

④その他投資者の保護を課するため必要な事項

該当事項はありません。

４．各社債の金額は金10,000,000円の１種とし、各社債に付され新株予約権の数は１個とする。

５．新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額

①新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容

(イ)本新株予約権１個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

(ロ)本新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

②価額

(1)転換価額

ⅰ転換価額は、当初103円とする。ただし、転換価額は本号(1)(ⅱ)及び②乃至⑧に定めるところに従い修正又は調整されることがある。

ⅱ2026年11月７日及び2027年５月７日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の直前取引日の東京

証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「修正日価額」という。）が、当該修正日に有効な転換価額を１円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、当該修正日以降、修正日価額に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が下限転換価額（以下に定義する。）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、73円とする（但し、下限転換価額は、本号(2)乃至(8)に定めるところに従って転換価額に対して行われ
る調整と同様の方法による調整に服する。）。

(2)転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号(3)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付株式数} \times \text{１株当たりの発行又は処分価格}}{\text{時　価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付株式数}}$$

(3)新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

ⅰ時価（本号(6)(ⅱ)に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、2026年４月16日開催の当社の取締役会の決議に基づく当社普通株式の発行、譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）、調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与える
ための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

ⅱ株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ⅲ時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、第１回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権、第４回新株予約権及び当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）（以下「取得請求権付株式等」という。）、調整後転換価額は、取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得又は行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。但し、本(ⅲ)に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表の上本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日おいて取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

ⅳ当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ⅴ上記(ⅰ)乃至(ⅳ)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(ⅰ)乃至(ⅳ)にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{\left(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}\right) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4)当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記(5)に定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - \text{１株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「１株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額（金10,000,000円）当たりの本新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。１株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を四捨五入する。

(5) ⅰ「特別配当」とは、2028年４月28日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式１株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第２項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における各本社債の金額（金10,000,000円）当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、2028年４月28日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当該基準日時点における各本社債の金額（金10,000,000円）当たりの目的である株式の数に５を乗じた金額の当該事業年度における累計額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。

ⅱ特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

(6) ⅰ転換価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。

ⅱ転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合は調整後転換価額を適用する日（但し、本号(3)(ⅴ)の場合は基準日）又は特別配当による転換価額調整式の場合は当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、小数第２位を切り捨てる。

ⅲ新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の１か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号(3)に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する交付株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に当該株式分割により割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

ⅳ転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が１円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

(7)本号(2)及び(4)のうち複数の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。

(8)本号(3)及び(5)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

ⅰ株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

ⅱその他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

ⅲ当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

ⅳ転換価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

６．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※

①本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式１株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に

従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

７．組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※

当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本号(イ)乃至(ヌ)に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(イ)交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(ロ)承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(ハ)承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第５項第②号(1)(ⅱ)と同様の修正及び第５項第②号(2)乃至(8)と同様の調整に服する。

ⅰ合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

ⅱその他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(ニ)承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権１個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(ホ)承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(ヘ)承継会社等の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(ト)承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(チ)承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(リ)組織再編行為が生じた場合

本項に準じて決定する。

(ヌ)その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、１株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、１株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の

新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当中間連結会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が次のとおり行使されております。

	中間会計期間 （2026年4月1日から 2026年9月30日まで）
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数（個）	6,613
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数（株）	661,300
当該中間会計期間の権利行使に係る平均行使価額等（円）	67.06
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額（千円）	44,350
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計（個）	6,613
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数（株）	661,300
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等（円）	67.06
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額（千円）	44,350

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2026年５月７日（注）２	1,067,900	18,461,405	54,996	1,995,744	54,996	1,646,984
2026年８月１日～2026年９月30日（注）３	661,300	19,122,705	22,224	2,017,968	22,224	1,669,208

（注）１．資本金および資本準備金残高は、千円未満を切り捨てております。

２．有償第三者割当を行ったことによる増加であります。

発行価格　103円
資本組入額　51.5円
主な割当先　Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund
MAP246 Segregated Portfolio
BEMAP Master Fund Ltd.

３．新株予約権の行使による増加であります。

４．新株予約権の権利行使

当社が2026年５月７日に発行した「第４回新株予約権」について、当中間連結会計期間末後から2026年11月16日までに権利行使が行われており、その概要は以下のとおりであります。

（１） 行使された新株予約権の個数 5,500個
（２） 交付株式数 550,000株
（３） 資本金増加額 16,287千円
（４） 資本準備金増加額 16,287千円

以上より、2026年11月16日現在の発行済株式総数は19,672,705株、資本金は2,034,256千円、資本準備金は1,685,496千円となっております。

５．2026年４月16日付「有価証券届出書」にて公表いたしました「第一部　証券情報　第１　募集要項　８　新規発行による手取金の使途　（２）手取金の使途」につきましては、2026年７月31日付「資金使途及び支出予定時期の変更に関するお知らせ」のとおり、資金使途及び支出予定時期の一部を変更することと致しました。

（１） 変更の理由

当社は、第４回新株予約権の発行により、成長投資及び財務基盤の強化に必要な資金を調達することとしております。今般、調達資金の充当方法について改めて検討した結果、財務基盤の早期安定化及び有利子負債全体の適切なマネジメントの観点から、借入金返済に充当予定としていた資金について、無担保普通社債の償還を含めて充当することが適切であると判断いたしました。これに伴い、資金使途及び支出予定時期を変更するものであります。今後も営業活動から創出されるキャッシュ・フローを原資として有利子負債の圧縮を進める方針に変更はありません。

（２） 変更の内容

(1) 新株予約権の行使により調達する資金の具体的な使途

訂正前

＜本新株予約権の行使により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① M&Aによる株式取得	361	2026年10月～2028年３月
② 新規小規模葬祭会館への内外装工事	200	2026年10月～2028年12月
③ 借入金返済	1,000	2028年４月～2028年12月
④ マーケティング費用	100	2026年６月～2027年３月
⑤ システム投資	20	2026年８月～2026年12月
⑥ システム投資	80	2028年４月～2028年12月
合計	1,761	―

※下線は変更箇所です。

訂正後

＜本新株予約権の行使により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① M&Aによる株式取得	361	2026年10月～2028年３月
② 新規小規模葬祭会館への内外装工事	200	2026年10月～2028年12月
③ 借入金返済	1,000	2026年８月～2029年５月
④ マーケティング費用	100	2026年６月～2027年３月
⑤ システム投資	20	2026年８月～2026年12月
⑥ システム投資	80	2028年４月～2028年12月
合計	1,761	―

※下線は変更箇所です。

(2) ③借入金返済

訂正前

本新株予約権の行使により調達する手取金につきましては、当社の有利子負債圧縮及び財務体質の改善を目的として、借入金の返済に充当する予定であります。具体的には、2020年10月30日付で当社が公表した「シンジケートローン契約締結及び実行に関するお知らせ」に記載のシンジケートローンの残債の返済に最大10億円を上限として充当することを想定しております。

訂正後

本新株予約権の行使により調達する手取金につきましては、当社の有利子負債圧縮及び財務体質の改善を目的として、借入金の返済に充当する予定であります。具体的には、2020年10月30日付で当社が公表した「シンジケートローン契約締結及び実行に関するお知らせ」に記載のシンジケートローンの残債の返済及び無担保普通社債の償還に最大10億円を上限として充当することを想定しております。

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
バリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合	東京都港区愛宕2-5-1	7,023	36.75
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋室町２丁目２－１	355	1.86
阪田　和弘	鳥取県鳥取市	265	1.39
近藤　　浩	東京都大田区	250	1.31
ＭＬＩ　ＦＯＲ　ＣＬＩＥＮＴ　ＧＥＮＥＲＡＬ　ＮＯＮ　ＴＲＥＡＴＹ-ＰＢ（常任代理人　ＢＯＦＡ証券株式会社）	ＭＥＲＲＩＬＬ　ＬＹＮＣＨ　ＦＩＮＡＮＣＩＡＬ　ＣＥＮＴＲＥ　２　ＫＩＮＧ　ＥＤＷＡＲＤ　ＳＴＲＥＥＴ　ＬＯＮＤＯＮ　ＵＮＩＴＥＤ　ＫＩＮＧＤＯＭ（東京都中央区日本橋1-4-1）	247	1.30
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋１丁目13番１号	236	1.24
ニチリョク役員持株会	東京都中央区八重洲1-7-20	219	1.15
株式会社ＤＭＭ.ｃｏｍ証券	東京都中央区日本橋２丁目７番１号	213	1.11
ＢＮＰ　ＰＡＲＩＢＡＳ，　ＴＡＩＰＥＩ　ＢＲＡＮＣＨ（常任代理人　ＢＮＰパリバ証券株式会社）	４／Ｆ，　５２　ＭＩＮ　ＳＨＥＮＧ　ＥＡＳＴ　ＲＯＡＤ，　ＳＥＣ　４，　ＴＡＩＰＥＩ　１０５，　ＴＡＩＷＡＮ，　Ｒ．Ｏ．Ｃ．（東京都千代田区丸の内１丁目９－１）	184	0.96
浅野　智仁	岐阜県各務原市	181	0.95
計	－	9,176	48.01

（注）発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 9,600	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 19,107,800	191,078	―
単元未満株式	普通株式 5,305	―	１単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	19,122,705	―	―
総株主の議決権	―	191,078	―

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ニチリョク	東京都中央区八重洲一丁目７番20号	9,600	―	9,600	0.05
計	―	9,600	―	9,600	0.05

（注）上記のほか、単元未満株式65株を所有しております。

２【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間連結会計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1)退任役員

役職名	氏　名	退任年月日
取締役会長	篠田　　丈	2026年７月15日
取締役	尾上 正幸	2026年７月31日
取締役 経営統括本部長	服部 聡昌	2026年９月30日

(2)異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性8名　女性1名　（役員のうち女性の比率11.1%）

第４【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

なお、当社は当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、比較情報を記載しておりません。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表について、監査法人ハイビスカスによる期中レビューを受けております。

1【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	290,880
完成工事未収入金	3,458
売掛金	46,955
永代使用権	629,163
未成工事支出金	84,936
原材料及び貯蔵品	27,247
その他	129,468
貸倒引当金	△18
流動資産合計	1,212,091
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	238,040
土地	479,422
その他（純額）	2,528
有形固定資産合計	719,991
無形固定資産	0
投資その他の資産	
長期貸付金	22,477
差入保証金	5,153,126
長期未収入金	425,121
関係会社株式	11,000
その他	84,533
貸倒引当金	△2,021,706
投資その他の資産合計	3,674,552
固定資産合計	4,394,543
繰延資産	22,405
資産合計	5,629,040
負債の部	
流動負債	
買掛金	19,490
短期借入金	426,241
１年内返済予定の長期借入金	990,481
未払法人税等	15,849
賞与引当金	22,277
その他	277,180
流動負債合計	1,751,521
固定負債	
転換社債型新株予約権付社債	684,022
社債	260,000
長期借入金	34,000
退職給付に係る負債	50,021
役員退職慰労引当金	60,768
その他	59,959
固定負債合計	1,148,772
負債合計	2,900,293

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,017,968
資本剰余金	1,669,208
利益剰余金	△958,105
自己株式	△2,790
株主資本合計	2,726,281
新株予約権	2,465
純資産合計	2,728,747
負債純資産合計	5,629,040

（２）【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
売上高	667,160
売上原価	198,004
売上総利益	469,156
販売費及び一般管理費	※1 667,176
営業損失（△）	△198,020
営業外収益	
受取利息	499
受取配当金	561
受取賃貸料	1,636
その他	4,267
営業外収益合計	6,964
営業外費用	
支払利息	42,546
株式交付費償却	3,772
貸倒引当金繰入額	79,039
その他	5,349
営業外費用合計	130,708
経常損失（△）	△321,764
特別利益	
固定資産売却益	999
特別利益合計	999
特別損失	
減損損失	※2 15,652
特別損失合計	15,652
税金等調整前中間純損失（△）	△336,416
法人税、住民税及び事業税	6,289
法人税等合計	6,289
中間純損失（△）	△342,705
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△342,705

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
中間純損失（△）	△342,705
中間包括利益	△342,705
（内訳）	
親会社株主に係る中間包括利益	△342,705
非支配株主に係る中間包括利益	―

（３）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失（△）	△336,416
減価償却費	11,381
減損損失	15,652
貸倒引当金の増減額（△は減少）	79,015
賞与引当金の増減額（△は減少）	△3,073
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△36,533
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△3,808
受取利息及び受取配当金	△1,060
支払利息	42,546
有形固定資産売却損益（△は益）	△999
売上債権の増減額（△は増加）	17,574
棚卸資産の増減額（△は増加）	1,107
仕入債務の増減額（△は減少）	△12,543
未収消費税等の増減額（△は増加）	△69,595
未払消費税等の増減額（△は減少）	△20,979
その他	△54,207
小計	△371,941
利息及び配当金の受取額	1,060
利息の支払額	△35,666
法人税等の支払額	△98,136
営業活動によるキャッシュ・フロー	△504,682
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の売却による収入	1,000
事業譲受による支出	△500,000
差入保証金の差入による支出	△61,066
差入保証金の回収による収入	10,592
その他	1,122
投資活動によるキャッシュ・フロー	△548,350
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	8,500
長期借入金の返済による支出	△8,500
転換社債型新株予約権付社債の発行による収入	680,000
社債の発行による収入	300,000
株式の発行による収入	92,399
新株予約権の発行による収入	1,064
その他	△2,804
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,070,659
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	17,625
現金及び現金同等物の期首残高	253,258
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	19,996
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 290,880

【注記事項】

（連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更）

（１）連結の範囲の重要な変更

当中間連結会計期間において、ニチリョク納骨堂株式会社の重要性が増したことにより、連結の範囲に含めております。

（追加情報）

（財務制限条項）

(1)東京信用金庫、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約(タームローン借入金残高７億５千２百万円、コミットメントライン借入金残高３億６千７百万円)に係る財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

①通常事項：会社の破産・清算等及び返済を遅延したとき

②特記事項：決算数値において

ａ．単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2021年３月期第３四半期末の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持出来なかったとき。

ｂ．単体の損益計算書上の経常損益につき２期連続して損失を計上したとき。

ｃ．単体の貸借対照表及び損益計算書に記載される数値により計算される有利子負債ＥＢＩＴＤＡ倍率の値を20倍以下に出来なかったとき。

有利子負債ＥＢＩＴＤＡ倍率＝（短期借入金＋１年以内返済予定の長期借入金＋１年内償還予定の社債＋長期借入金＋社債＋リース債務）÷（営業損益＋減価償却費）

(2)宗教法人威徳寺のシンジケートローン契約(債務保証残高３億２千４百万円)に係る保証人としての財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

①通常事項：借入人または保証人の破産・清算等及び返済を遅延したとき

②特記事項：保証人の決算数値において

ａ．単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2014年３月期末日の金額のいずれか大きい方の75%以上に維持出来なかったとき。

ｂ．単体の損益計算書上の経常損益につき２期連続して損失を計上したとき。

（中間連結貸借対照表関係）

保証債務

次の法人の借入債務に対し、債務保証を行っております。

	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
宗教法人威徳寺（金融機関等からの借入に対する保証）	324,254千円
計	324,254

（中間連結損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
従業員給与及び手当	222,143千円
賞与引当金繰入額	22,277
退職給付費用	△30,808
役員退職慰労引当金繰入額	4,771
貸倒引当金繰入額	△24

※２　減損損失

当中間連結会計期間において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

当中間連結会計期間（自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）

場所	用途	種類	減損損失 （千円）
東京都中央区他	共用資産	土地	382
		建物	313
		建物附属設備	8,155
		工具器具備品	2,928
		ソフトウエア	3,872

当社グループは、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。また、本社用資産については独立してキャッシュ・フローを生み出さないことから、共用資産としております。

共用資産を含むより大きな単位である全社において、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっていることから、減損の兆候があると判断しました。当該単位について減損損失の認識の判定を行った結果、共用資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額15,652千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額と使用価値のいずれか高い価額により測定しております。正味売却価額は実質的な処分価値を踏まえ零としており、使用価値は現時点においては将来キャッシュ・フローが見込めないと判断し、零として評価しております。

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金及び預金勘定	290,880千円
預入期間が３ヶ月を超える定期預金等	―
現金及び現金同等物	290,880

２　重要な非資金取引の内容

新株予約権に関するもの

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
新株予約権の行使による資本金増加額	22,224千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	22,224
新株予約権の行使による社債減少額	40,000

（株主資本等関係）

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（株主資本の金額の著しい変動）

当社は、2026年５月７日付で、Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund、MAP246 Segregated Portfolio、BEMAP Master Fund Ltd.及びGP上場企業出資投資事業有限責任組合から第三者割当増資の払込みを受け、当中間連結会計期間において資本金が54,996千円、資本準備金が54,996千円増加しました。

また、当社は、2026年５月７日付で割り当てました第４回新株予約権のうち、本新株予約権の行使による新株発行により、当中間連結会計期間において資本金が22,224千円、資本準備金が22,224千円増加しました。

この結果、当中間連結会計期間末において資本金が2,017,968千円、資本準備金が1,669,208千円となっております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額（注）１	中間連結損益計算書計上額（注）２
	お墓事業	葬祭事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	244,036	423,124	667,160	―	667,160
セグメント利益又は損失（△）	△25,695	140,797	115,101	△313,121	△198,020

（注）１．セグメント利益又は損失（△）の調整額△313,121千円には、各報告セグメントに配賦していない全社費用を計上しております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

２．セグメント利益又は損失（△）は、中間連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

２.報告セグメントの変更等に関する事項

従来、報告セグメントを「お墓事業（屋外墓地）」、「お墓事業（納骨堂）」及び「葬祭事業」の３区分としておりましたが、当中間連結会計期間より、「お墓事業」及び「葬祭事業」の２区分に変更することといたしました。

埋葬形態の多様化が進む中、お客様は一般墓・樹木葬・納骨堂を横断的に比較検討する傾向が高まっております。当社グループにおいてもお墓関連サービスを一体として提案・販売しています。加えて、当社グループは終活関連サービスを中心とした事業ポートフォリオへの転換を進めており、墓所サービスに関する経営管理・営業活動を一体的に推進していることから、当社グループの経営管理の実態を適正に表示するためのものであります。

３.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

（固定資産に係る重要な減損損失）

当中間連結会計期間において、報告セグメントに帰属しない全社資産である共用資産について、減損損失15,652千円を計上しております。

（企業結合等関係）

事業の譲受

１．事業譲受の概要

（1）譲渡企業の名称及び譲受事業の内容

譲渡企業の名称　ＲＳＪ合同会社

譲受事業の内容　納骨堂「茗荷谷陵苑 林泉寺 縁の園」に係る永代使用権販売事業及び管理運用業務

（2）事業譲受を行った主な理由

当社グループは、終活関連サービスを基盤としたプラットフォーム型ビジネスモデルの確立を重要な経営課題と位置付けております。都市部における「墓じまい」や交通利便性の高い納骨堂への需要に対応するとともに、納骨堂の安定供給、商品ラインアップの拡張及び自社販売体制の強化を図るため、本事業譲受を実施いたしました。

既存の納骨堂事業で蓄積した運営ノウハウ及び顧客基盤を活用することで、マーケティング効率の改善や運営体制の最適化等の相乗効果を見込んでおります。

（3）事業譲受日

2026年５月25日

（4）事業譲受の法的形式

当社の連結子会社であるニチリョク納骨堂株式会社を譲受会社とする、現金を対価とした事業譲受

（5）事業譲受後の名称

変更はありません。

（6）取得企業を決定するに至った主な根拠

当社の連結子会社であるニチリョク納骨堂株式会社が、現金を対価として事業を譲り受けたためであります。

２．中間連結財務諸表に含まれている取得した事業の業績の期間

2026年５月25日から2026年９月30日まで

３．譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	**現金**	**500,000千円**
取得原価		**500,000**

４．主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等　23,500千円

５．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

のれん及び負ののれんは発生しておりません。

６．事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	**500,000千円**
資産合計	**500,000**

引き受けた負債はありません。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：千円）

	報告セグメント		合計
	お墓事業	葬祭事業	
墓石工事	126,910	－	126,910
霊園管理費	38,523	－	38,523
募集手数料	55,853	－	55,853
納骨手数料	5,025	－	5,025
葬儀、法要	－	413,273	413,273
その他	17,722	9,851	27,573
顧客との契約から生じる収益	244,036	423,124	667,160
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	244,036	423,124	667,160

（１株当たり情報）

１株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
(1) １株当たり中間純損失（△）	△18円88銭
（算定上の基礎）	
親会社株主に帰属する中間純損失（△）（千円）	△342,705
普通株主に帰属しない金額（千円）	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失（△）（千円）	△342,705
普通株式の期中平均株式数（千株）	18,155

（注）当中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

新株予約権の権利行使

当社が2026年５月７日に発行した「第４回新株予約権」について、当中間連結会計期間末後から2026年11月16日までに権利行使が行われており、その概要は以下のとおりであります。

（１） 行使された新株予約権の個数 5,500個

（２） 交付株式数 550,000株

（３） 資本金増加額 16,287千円

（４） 資本準備金増加額 16,287千円

以上より、2026年11月16日現在の発行済株式総数は19,672,705株、資本金は2,034,256千円、資本準備金は1,685,496千円となっております。

無担保普通社債の一部償還

当社が2026年８月４日に発行した「第38回無担保普通社債」について、当中間連結会計期間末後から2026年11月16日までに35,000千円の一部償還が行われています。

２【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月16日

株式会社ニチリョク

取締役会　御中

監査法人ハイビスカス
北海道札幌市

指定社員
業務執行社員　公認会計士　堀　俊介

指定社員
業務執行社員　公認会計士　北村　ルミ子

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニチリョクの2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ニチリョク及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。**

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれていません。